



1. 計画策定の主旨

本村において、誰も自殺に追い込まれることのない東海村の実現に向けて、自殺対策を村全体で取り組み、関係機関等との連携を図りながら、地域をあげて総合的に推進するため、東海村「いのちを支える」計画を策定します

2. 計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」

3. 計画の期間

2024年（令和6年）から2028年（令和10年）の5年間

4. 東海村の現状・課題

- ・本村における自殺者の特徴は、男女ともに60歳代が多く、次に40～50歳代の働き盛り世代の自殺者数が多い。
- ・自殺の要因としては、「失業」「健康問題」「介護疲れ」から「うつ状態」に至ることが多い。
- ・「こころの健康に関するアンケート調査」において、村が重点的に取り組むべき上位項目は、①「子どもの自殺予防」②「適切な精神科医療体制の整備」③「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」であった。

5. 第1期計画の評価

【順調】	実績
図書館での「こころの健康図書コーナー」の開設	実施
生きる支援に関する相談窓口一覧の作成	実施
ゲートキーパー養成数	実施
児童・生徒のSOSの出し方講座実施	実施
総合生活相談の実施	実施
誕生学講座の実施	実施
【要努力】	実績
村役場職員及び高齢者支援関係者へのゲートキーパー養成数	一部実施
協議会における個別支援会議の開催数	未実施
企業、団体等へのゲートキーパー養成等の出前講座の実施	未実施

6. 数値目標

指標	区分	基準値 (2015年)	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
自殺死亡件数	東海村	5人	3人	0人
	茨城県	535人	483人	420人以下
	全国	23,806人	21,723人	16,664人以下

7. 第2期計画（案）

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない東海村の実現

基本方針

- 生きることの包括的な支援として推進します
- 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます
- 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動します
- 実践と啓発を両輪として推進します
- 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進します

自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮します

基本施策

基本施策	自殺大綱重点施策
住民への啓発と周知	重点3
自殺対策を支える人材育成の強化	重点4
地域におけるネットワークの強化	重点6
様々な問題や悩みに応える相談体制の充実	重点2, 5
自殺未遂者や遺された人への支援	重点8, 9

重点施策

重点施策	自殺プロフィール重点カテゴリ	自殺大綱重点施策
子ども・若者への支援	-	重点11
高齢者への支援	重点1	-
生活困窮者への支援	重点2	-
働く世代への支援	重点3	重点12
女性への支援	-	重点13

